教育委員会事務局各課(室)長 各 教 育 事 務 所 長 様 各 教 育 機 関 の 長

副教育長

綱紀の保持及び服務規律の確保について(通知)

このことについて、常に厳正な職務遂行と職員の公務員倫理の醸成に努めるよう指示しているところであるが、教職員による窃盗事案、飲酒運転、事務処理不適正などが発生したことは極めて遺憾である。年末、年始を控え、改めて綱紀の保持及び服務規律の確保を一層徹底するとともに、教職員一人ひとりが職務に全力で取り組み、県政に対する県民の信頼を確保し、県民の負託に応えていかなければならない。

ついては、県教職員の行動に対し、常に県民の厳しい目が注がれていることを重く 受け止め、次の事項について、管理監督者自らが率先垂範するとともに、全ての教職 員(臨時及び非常勤職員を含む。)に周知徹底するよう通知する。

記

- 1 県民に対する職務対応の向上
  - (1) 日常の応接や執務に当たっては、親切かつ丁寧な対応を心掛けるとともに、来 庁者への挨拶はもとより、教職員間でも積極的に挨拶を行い、職場秩序の維持と 明るい職場づくりに一層努めること。
  - (2) 教職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを改めて自覚し、県民本位の行政の推進に全力を尽くすこと。
- 2 利害関係者との会食等の自粛

次の事項に留意の上、常に公私の別を明確にして行動し、職務上利害関係のある者との会食、遊技、物品の受贈等県民から疑惑や不信を招くような行為は絶対に行わないこと。

- (1) 利害関係者とは、教職員の所掌事務の対象となっている相手方のうち、許認可等の申請者、補助金等の交付を受けて事業をする者、立入検査を受ける団体などをいうこと。
- (2) 利害関係者以外の者であっても、社会通念上相当と認められる程度を超えて 供応接待や財産上の利益の供与を受けてはならないこと。
- 3 虚礼の廃止

教職員間の歳暮や形式的な年賀、行き過ぎた慶弔等の虚礼は行わないこと。

4 業務の適正な執行及び経費の節減

教職員一人ひとりの行動が県政全体の信頼に影響することを常に心掛け、次の事項に留意の上、所管業務全般の点検を行い、業務の適正な執行に万全を期すること。

(1) 公金の取扱い、予算執行、各種手当の認定等については、関係法令に基づき適正に行うとともに、徹底した経費の節減に努めること。特に、各種手当の認定等については、平成30年1月31日付け29教総第347号教育総務課長通知を踏まえて、

事務の適正化を図ること。

- (2) 個人情報を扱う業務では、当該個人情報の管理を徹底すること。また、職務上の情報の管理については、その重要性に応じたセキュリティ対策を講じ、当該情報の漏えい防止を図ること。
- (3) 従来から慣例的に行われている業務であっても、安易に前例を踏襲することなく、その都度関係法令等により適正な処理であることを確認するなど、事務処理方法の点検・見直しをすること。
- (4) 管理監督者は、業務進行状況等を常に把握し、十分なチェック体制を確立して、適正かつ円滑な業務の執行に努めるとともに、所属職員との面談やコミュニケーションにより、日常における体調や悩みなどを把握し、所属職員の適切なサポートに努め、非違行為の未然防止に努めること。
- (5) 県が事務局を担当する関係団体又は職場の親睦会の会計事務について、印鑑と通帳とを別の者が管理するとともに、複数の教職員で事務処理を行うなど、適切な体制を確保しておくこと。また、公務外で職員が関与する団体の会計処理についても適切に行うこと。
- (6) 勤務時間、宿直、日直、休暇及び休職については、その制度趣旨を踏まえ、適切に運用・管理すること。特に、特別休暇については、平成30年1月31日付け29教総第347号教育総務課長通知の趣旨を踏まえて、適切に運用すること。
- 5 セクシュアル・ハラスメント等の防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントは、個人の名誉や尊厳を不当に傷つけるものであることから、職場研修等を通じて、教職員一人ひとりが発生の防止に努めること。

また、酒席の場等での気の緩みが、これら行為を誘発することもあることから特に注意すること。

- 6 交通法規の遵守
  - (1) 飲酒運転は、自己統制の甘さが引き起こす重大な犯罪であり、たった一人の行為が、県全体に対する県民の信頼を著しく失墜させることを改めて自覚し、あらゆる機会を捉え、飲酒運転を絶対にしない(させない)という意識の徹底を図り、職場を挙げて飲酒運転を根絶すること。

また、飲酒後数時間が経過していても、アルコールが残存し、飲酒運転となる場合があることから、十分注意すること。

なお、違反があった場合には、当然に厳罰をもって臨む方針であること。

- (2) 教職員一人ひとりが改めて交通安全意識の高揚を図り、絶対に交通事故や交通違反を起こさないよう「ゆとり運転」を心掛けるとともに、歩行者等の安全確保を最優先に考える気持ちを常に持ち、事故や違反の根絶に努めること。
- (3) 自転車についても、道路交通法上の車両に当たることを十分認識し、道路の左側端、道路左側部分の路側帯を走行するなど、交通法規を遵守すること。また、自転車の利用に当たっては、自転車損害保険への加入、車両の定期的な点検・整備、乗車用ヘルメットの着用など、交通事故の防止対策や安全な利用に努めること。